平成14年度第1回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会 議事 概要

開催日及び場所	平成14年7月5日(金)国土交通省	当大臣官房官庁営繕部会議室
	委員長 沖塩 荘一郎 (東	東京理科大学名誉教授)
委 員	→ 委員長代理 谷口 汎邦 (東	夏京工業大学名誉教授)
	委員 小川 光吉 (憎	青報処理振興事業協会監事)
	神田 良 (明	月治学院大学経済学部教授)
	宮本 健蔵 (沒	去政大学法学部教授)
審議対象期間	平成14年3月1日~平成14年5月	月31日(工事)
	平成14年4月1日~平成14年5月	₹31日(コンサルタント業務)
抽出案件(工事)		(備考)
一般競争	0 件	
公募型及び工事 希望型指名競争	3 件	
通常指名競争	1件	
随意契約	1件	
小計	5件	
抽出案件(コンサルタント業務)	1件	
合 計	6 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見 ・質問、それに対 する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

1. 官庁営繕部工事発注状況について

これまで試行された電子入札制度にはどのような課題があったか。

電子入札システムは国土交通省と地方 自治体が同じものでないと支障が生じ るのではないか。

2. 指名停止の運用状況について

建設業法違反を理由とする指名停止が増えているが、理由は何か。

3 . 公募型指名競争

【中央合同庁舎第3号館外2件改修(01) 電気設備その他工事】

落札価格が予定価格を大幅に下回るとともに、入札業者によって応札価格にばらつきがある。太陽光発電設備のように技術開発が進み、日々価格・性能が変わっていくものに対して入札予定価格の妥当性の担保はどうしていくのか。

【中央合同庁舎第2号館低層棟機械設備 (空調)工事】

本工事は電子入札案件で第1回入札で 落札しているが、他の電子入札でも同 様か。

4. 工事希望型指名競争

【衆議院参観者バス駐車場改修(01) 外構工事】

大規模ではない土木工事なのに何故大 手の建築会社が指名されているのか。

5.通常指名競争 【中央合同庁舎第1号館本館他屋上(01) 緑化整備工事】

屋上のため地盤がなく、また緑化の加重を前提としていない屋上の緑化の管理は難しいと思う。 遣り水は業者が行うのか。

官公庁施設の屋上緑化に計画標準はあるのか。

比較的工事規模が大きく参加業者も大手の業者が多かったこともあり、とりたてて支障はなかった。2003年の本格導入に向けて課題となるのは、中小の企業が対応していけるかということだ。

(財)日本建設情報総合センターが中心となり地方 自治体も参加したコンソーシアムで共同利用のシス テム造りの検討を始めている。国土交通省のシステ ムがスタンダードになると考えている。

国土交通省発足に伴って建設業法の施行事務が地方 整備局建政部に委譲されたことにより、地域の情報 により近くなったとともに施行事務体制が充実した ことによりこれまで以上に念入りなチェックが可能 になった。

太陽光発電設備のように技術進歩や大規模普及によって価格が低下するものについては、各発注時点で注意深く判断していかなくてはならないと考えている。ただ、今回の入札結果をみても応札業者の全ではなく、落札業者のみが飛び抜けて低価格であったが低入札価格調査制度により調査を行った結果そのことに合理的理由があったことが判明しており、落札業者以外は予定価格と大差ない価格を出している状況と考えあわせると、市場実態にあわない高い予定価格の設定をしたとは考えていない。

本委員会の審議対象案件では4件の電子入札があったが、全て第1回で落札している。

建築では大手だが、土木の実績はそう多くないので 土木工事の登録名簿上は本工事の対象ランクとなっ ている。

メンテナンスフリーに近い樹種も開発されてきているので管理が非常に難しいとは考えていない。自動 灌水なので時間のセットや手入れは職員が行う。

今後施工経験等を重ねることによって方針を立てていく。

委 員 国土交通省

樹高の高いものは台風に気を付けることが必要ではないか。

研究が必要な事項だと考えている。

6. 随意契約

【産業技術総合研究所地調研究本館 その他改修(01)電気設備工事】

従来同じ業者が電気設備工事を担当しているのか。

既設設備と密接不可分であり、改修後に一体に機能 する必要性等から、過去の改修工事も当初に工事を 行った業者と随意契約により実施している。

7.標準プロポーザル

【国立医薬品食品衛生研究所筑波試験場 資源保存棟設計業務】

工事のように入札での価格の競争では ないのか。

会計法では入札が原則だが、設計業務 は入札にはそぐわない面もある一方、 公平性、透明性をどう確保するのかと いう問題もある。このため建築審議会 がプロポーザル制度を中心にしようと 決めたが、プロポーザル制度にも種々 問題があってなかなか良い方法がみつ からないというのが現状だろう。

技術提案書の評価項目の妥当性については実際に建築した成果によって何年 後かにチェックするのか。 プロポーザル方式によりその技術者が持っている技 術、能力など人を重視して選定している。

評価項目等は実績を踏まえた評価により見直しが必要な部分も出てくると思う。

(その他:再苦情処理について)

・今回は無かった旨、事務局より報告。